

## 淀川左岸水防事務組合規約の一部変更に関する協議について

淀川左岸水防事務組合規約の一部変更について、次のとおり協議する。

### 淀川左岸水防事務組合規約の一部を変更する規約案

淀川左岸水防事務組合規約（昭和33年12月1日制定）の一部を次のように変更する。

淀川左岸水防事務組合規約を左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 配字は、縦書きを横書きに改める。
- (2) 漢数字は、固有名詞を除き、アラビア数字に改める。
- (3) 表は、その右上端が左横書きの左上端になるよう位置を改める。
- (4) 表の番号又は見出しが、表の上方左寄りになるよう位置を改める。
- (5) 次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げるものに改める。

上段	左欄
下段	右欄
上記	左記

目次中「防ぎよ」を「防御」に改める。

第3条第1項中「洪水又は高潮に対し」を「洪水、津波又は高潮に際し」に、「防ぎよし」を「防御し」に改め、同条第2項中「防ぎよ」を「防御」に改める。

別表第1東大阪市の項中「菱屋東、」を削り、「菱屋東1、2丁目、荒本」を「菱屋東1、2、3丁目、荒本1、2丁目」に、「荒本北」を「荒本北1、2、3丁目」に、「中野、」を「中野南、」に、「横枕東」を「横枕南」に、「菱江、菱江1、2、3丁目」を「菱江1、2、3、4、5、6丁目」に改め、「稻葉、」を削る。

別表第2中「防ぎよ」を「防御」に改める。

## 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項による大阪府知事の許可があった日から効力を発する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

## 説 明

水防法の一部改正等に伴い、規定を整備するため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 淀川左岸水防事務組合規約（抄）

### 目 次

第1章－第4章 省 略

附 則

(別 表)

第1 省 略

第2 防ぎよの対象河川及び海岸  
防御

第3－第4 省 略

(組合の事務)

第3条 この組合は、洪水、津波又は高潮にに対し、別表第1に定める区域における水災を警戒し、  
際し

防ぎよし及びこれによる被害を軽減するために必要とする事務を処理する。  
防御し

2 この組合の防ぎよの対象河川及び海岸は、別表第2のとおりとする。  
防御

(議員の選挙の方法等)

第6条 この組合の議会の議員は、関係市の議会において、当該市の議会の議員の被選挙権を有し、かつ、別表第1に定める区域内に住所を有するもので、水防に関し学識経験があり、熱意があると認められるもののうちから、別表第3の上段に掲げる数の組合の議会の議員を選挙す  
左欄

る。ただし、別表第3の下段に掲げる数の組合の議会の議員は、関係市の議会において、当該  
右欄

市の議会の議員の被選挙権を有し、かつ、別表第1に定める区域内に住所を有するもので、水防に関し学識経験があり、熱意があると認められるものにつき、当該市の長の推せんする候補者のうちから選挙する。

別表第1（第3条、第6条関係）

### 淀川左岸水防事務組合区域

省 略 省

略

東大阪市 森河内西1、2丁目、森河内東1、2丁目、高井田（一部）、高井田西1、2、3、  
4、5、6丁目、高井田本通1、2、3、4、5、6、7丁目、高井田中1、2、

3、4、5丁目、高井田元町1、2（一部）丁目、長榮寺、長堂1、2、3丁目、足代北1、2丁目、足代新町、足代1、2、3丁目、足代南1、2丁目、荒川1、2、3丁目、永和1、2、3（一部）丁目、三ノ瀬1、2、3丁目、岸田堂西1、2丁目、岸田堂北町、岸田堂南町（一部）、寺前町1（一部）、2（一部）丁目、寿町3（一部）丁目、太平寺1、2（一部）丁目、新喜多1（一部）、2丁目、菱屋西2（一部）、4（一部）、5（一部）、6丁目、横沼町1（一部）、2（一部）、3（一部）丁目、稻田三島町、徳庵本町、稻田上町1、2丁目、稻田新町1、2、3丁目、稻田本町1、2、3丁目、川俣本町、川俣1、2、3丁目、西堤西、西堤1、2丁目、西堤楠町1、2、3丁目、西堤本通西1、2、3丁目、西堤本通東1、2、3丁目、西堤学園町1、2、3丁目、御厨1、2、3、4、5、6丁目、御厨西ノ町1、2丁目、御厨栄町1（一部）、2、3、4丁目、御厨中1、2丁目、御厨南1、2、3丁目、御厨東1、2丁目、楠根1、2、3丁目、菱屋東、長田1、2、3丁目、長田西1、2、3、4、5、6丁目、長田中1、2、3、4、5丁目、長田東1、2、3、4、5丁目、七軒家、菱屋東1、2丁目、荒本、菱屋東1、2、3丁目、荒本1、2丁目

荒本西1、2、3、4丁目、荒本新町、荒本北、新家1、2、3丁目、荒本北1、2、3丁目

目、新家東町、新家西町、新家中町、藤戸新田1、2丁目、小阪1（一部）、2、3丁目、下小阪2（一部）、3（一部）、4、5丁目、中小阪2（一部）、3（一部）、4、5丁目、宝持1（一部）、2、3、4丁目、上小阪4丁目、東上小阪、小若江3（一部）丁目、新上小阪、南上小阪（一部）、鴻池徳庵町、西鴻池町1、2、3、4丁目、北鴻池町、中鴻池町1、2、3丁目、南鴻池町1、2丁目、鴻池元町、鴻池本町、鴻池町1、2丁目、東鴻池町1、2、3、4、5丁目、新鴻池町、本庄1、2丁目、本庄西1、2、3丁目、本庄中1、2丁目、本庄東、三島1、2、3丁目、新庄1、2、3、4丁目、新庄西、新庄南、新庄東、箕輪1、2、3丁目、古箕輪1丁目、中野、中野1、2丁目、横枕西、横枕東、横枕、角田1、2、3丁目、中野南横枕南

丁目、菱江、菱江1、2、3丁目、菱江1、2、3、4、5、6丁目、西岩田1、2、3、4丁目、岩田町1、

4、5、6丁目、稻葉、稻葉1、2、3、4丁目、吉田1、2、3、4、5、6（一部）、7（一部）、8、9（一部）丁目、吉田本町1、2、3丁目、松原南1、

2丁目、吉田下島、島之内1、2丁目、松原1、2丁目、水走1、2、3、4、5  
丁目、川中、中新開1、2丁目、今米1、2丁目、吉原1、2丁目、川田1、2、  
3、4丁目、加納1、2、3、4、5、6、7、8丁目、元町1、2丁目、善根寺  
町3（一部）、4丁目、布市町1（一部）、2、3、4丁目、日下町4（一部）、5  
（一部）丁目、中石切町3（一部）、5（一部）、6（一部）、7丁目、西石切町4  
（一部）、5（一部）、6、7丁目、弥生町（一部）、宝町（一部）、新町（一部）、  
鷹殿町（一部）、桜町（一部）

省 略 省

略

別表第2（第3条関係）

防ぎよの対象河川及び海岸  
防護

1—2 省 略

別表第3（第6条関係）

市区の組合議会の議員数表		
市区名	議員数	上記議員中市の長が推薦する議員数 左記
省 略	省 略	省 略

(参考)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 省略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。